

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日：2026年3月4日

②施設・事業所情報（2026年1月現在）

社会福祉法人みのり福祉会立　うるま市 認定こども園　具志川こども園		種別：公私連携幼保連携型認定こども園	
代表者名　理事長　前上門　悟 園　長　當間　綾子		定員（利用人数）：45（36）名	
所在地：沖縄県うるま市字具志川3133番地			
TEL　：098-973-5241		ホームページ：	なし
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：2023（令和5）年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人　みのり福祉会			
職員数	常勤職員　：　7　名		非常勤職員　：　3　名
専門職員	（専門職の名称）		
	保　育　教　諭	6　名	保育士　1　名
	幼稚園教諭	1　名	看護師　1　名
	調　理　師	1　名	
施設・設備の概要	教育・保育室（冷房完備）、遊戯室、園庭、調理室、防犯ベル、警備システム、職員室、休憩室		

③理念・基本方針

〈法人理念〉

白百合のように誇り高く、地域の一員として生き生きと事業活動を行い、豊かな社会づくりに貢献します。

〈保育理念〉

児童福祉法に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、育つ力と育て合う心を大切に養護と教育が一体となった保育を目指します。

〈教育・保育方針〉

毎日の園生活が刺激となり、子どもの成長に影響を与えられるよう学びの環境を整え、幼児期の終わりまでに育ってほしい感性や思考力などを育てていきます。

〈教育・保育目標〉

つよく・あかるく・すこやかに

- ・何事にも負けない体とたくましい心を持つ子
- ・自主性、協調性、社会的態度を備え、創造性のある子
- ・規律を守り、礼儀正しい子

④施設・事業所の特徴的な取組

具志川こども園は具志川小学校の敷地内に立地、公立幼稚園から認定こども園へ移行し3年目を迎えている。一字一区の地域にあって近隣自治会や市民から見守りや支援を受けつつ、子どもを大切に互いに育て合う風土が特徴とされている。近くの具志川ビーチでは子どもがビーチクリーン活動を行ったり、具志川ドーム等の施設へも散歩できる距離にある。また法人の姉妹園が近くにあり、他法人の園も合同で諸行事を実施する等、小規模園として協力が得られる関係性が構築されている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2025年6月14日～2026年5月25日
	2026年5月25日（評価結果確定日）
受審回数 （前回受審時期）	初 回

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

1. 職員の質の向上に向けた研修体制と働きやすい職場環境の整備に取り組んでいる。

保育業務マニュアル・職務分担表には、職員個々の職務が明記されており役割分担・責任体制が整備されている。保育業務マニュアルには「職員像」「職員としての服務心得」が記載され、保育実践に必要な専門的知識・技術が経験年数に応じて明記されている。保育実践・保護者支援・組織性の観点が示されており、研修計画に反映されている。園長は、就業規則に基づいて、有給休暇の取得について奨励している。また日常的に職員とコミュニケーションを図り、個々の心身の状況の把握に努めている。ワーク・ライフ・バランスの取り組みとして、育休明けの職員等に対するシフトの調整等に配慮している。

2. 地域とのつながりを大切に子どもを育む環境づくりに尽力している。

園は3～5歳児合計で40名弱の実人数であり、立地地域との関係性を大切に教育・保育に取り組んでいる。子どもと一緒に近隣のビーチクリーン活動を定期的に行い、何か気づきがあれば関係機関へ連絡する取り組みの他、敬老会等の地域行事へ子どもが参加する際には休日でも職員が同行支援し、顔の見える関係性を大切にしている。ウチナーグチの講師を依頼できる市民とのつながりや、民生委員には園のちょっとした設備の故障時に支援を受けたり、青年会には園庭の草刈りや行事時の着ぐるみを担ってもらえたりする関係性もある。地域全体で子どもを見守り育てる風土が感じられ、それを教育・保育に活かせるよう尽力している。

3. 医療的ケア児を受け入れ教育・保育に取り組んでいる。

認定こども園における医療的ケア児の安全な園生活を支えるための体制が整えられている。主治医による「指示書」に基づき、診断名や緊急時対応、集団生活上の配慮事項が明確に示され、これらの情報は事務所に常備されており、看護師が日々の保育で職員へ助言を行うなど、組織的な支援体制が構築されている。保護者とは対面や連絡帳で細やかに体調を把握し、定期的に計画相談員や児童デイ職員を交えたカンファレンスを実施するなど、各関係機関との連携が密に図られており、さらに看護師が行政の専門会議や研修に積極的に参加し園内周知を図っている。実際のケアでは喀痰吸引等の処置に加え、酸素飽和度の動態観察を含めた安全な見守りを実施している。安全な体制のもと集団の中で活動できる教育・保育が実践され、対象児童が子ども同士の関わりを深めともに育つ環境が工夫されている。

◇ 改善を求められる点

1. 自己評価結果から導き出される課題のチェックと分析が望まれる。

園全体において、年間計画に基づいた教育・保育の実践（Plan-Do）が組織的に展開されている。特に幼保連携型認定こども園教育・保育要領や保育所保育指針に沿ったカリキュラムが作成され、日々の保育実践に着実に反映させている。実践後の振り返りについては、個々の職員が日誌や自己評価シートを通じ見直す取り組みがなされている。今後は、個別の振り返り結果について園全体で共有し、その結果を分析および課題を抽出（Check-Act）し、実践に反映させる仕組みづくりが期待される。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

当園は、令和5年4月より、うるま市立具志川幼稚園を公私連携認定こども園具志川こども園として運営を開始いたしました。開園して3年目、この度、第三者評価を受審するにあたり、戸惑いや不安もありましたが、職員一同で勉強会を重ねながら、準備を進め無事に受審を終えることが出来ました。保護者アンケートや評価調査者の皆様から多くのご意見や、ご助言を頂き、園の強みや課題を改めて見つめ直す貴重な機会となりました。

今後も職員間で共通理解を図りながら、一つ一つの課題に丁寧に取り組み保育教育の質の向上に努めていきたいと考えております。

今回の評価を通して得られた気づきと学びを、今後の園運営に活かし、子ども一人ひとりが安心して過ごせる環境づくりに努めてまいります。

今後とも、保護者の皆様や、地域の皆様とのつながりを大切にしながら、信頼される園を目指してまいります。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

共通

評 価 項 目			評価結果	
I 福祉サービスの基本方針と組織				
I-1 理念・基本方針				
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。				
共通	1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	
	判断基準	a	法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
		b	法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
		c	法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
コメント	園の入園のしおりには、法人理念と園の教育・保育基本方針・目標が記載されている。法人のホームページには、法人理念が明記されている。理念には、地域に根付いた教育・保育活動を目指すことが示されている。年度末の職員会議では、理念・マニュアル・運営規程等の全体共有についての記録があり、職員への周知が図られている。保護者への周知については、入園式後の懇談会を実施しており、その際に配布した資料について説明を行っている。また運動会や発表会等の行事の際にも、園長から説明を行う時間を確保している。			
I-2 経営状況の把握				
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。				
共通	2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	
	判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
		b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
		c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
	コメント	園長は、市の認定こども園園長会や行政の説明会等に参加し、社会福祉事業の動向について情報収集を行っている。市の子育て支援事業計画について確認し、児童数の減少傾向について把握している。入園児も減少傾向が継続しており、法人理事会では共有されているが、コスト分析・利用率の推移等については今後の課題となっている。法人全体での課題分析が望まれる。		
	3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	
	判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
		b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
		c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
	コメント	入園児減少や人材確保等、経営環境についての課題は、理事会で共有している。園長は理事会に出席し現状報告を行うとともに、法人全体の組織体制や設備整備、人材育成、財務状況等の把握に取り組んでいる。理事会での協議事項等について園の職員会議で報告し、改善すべき課題として園児確保に関して検討、パンフレットの作成配布に取り組んでいる。今後は、更に効果的なパンフレットの見直しや配布先の検討等の取り組みが望まれる。		

評 価 項 目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
コメント	園では、令和4年度から7年度までの中・長期計画が策定されている。計画には中・長期目標として、「保育・教育の質向上」「職員の専門性向上」「地域・家庭との連携強化」「経営基盤の安定化」「安全・安心な園づくり」の5項目が設定されている。これらは経営課題の改善に向けた内容となっている。今後は、実施状況の評価・改善に向けた数値目標や成果等を設定することが望まれる。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
コメント	中・長期計画の目標を反映した、単年度の行事計画・研修計画等が策定されている。計画は具体的に示されており、実行可能な内容となっている。事業報告書は作成されているが、今後は行事計画を含めた事業計画を策定し、その内容は実施状況の評価を行うために、数値目標や成果目標の設定が望まれる。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
コメント	単年度計画は、園長・主幹保育教諭が中心となり作成した行事案を年度末の職員会議で検討し、職員の意向を反映して策定している。行事計画・研修計画については、実施状況を職務会で振り返り、保護者アンケートや職員アンケート等で評価を行っている。アンケート結果の分析・検討を行い改善に向けた取り組みと、職員全体への周知に向けた取り組みが望まれる。	

評 価 項 目		評価結果
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
	c	事業計画を保護者等に周知していない。
コメント	保護者に対する事業計画等については、入園のしおり、重要事項説明書を配布・説明している。入園後の面談時・保育参観時等、保護者に説明し理解・協力を依頼している。地域全体での子育て意識が根付いている地域でもあり、保護者・自治会等と連携して、園を運営している。今後は、事業計画としての内容を説明した資料の作成等の工夫が望まれる。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
コメント	教育・保育の質の向上に向けて、計画・実行・評価・改善に取り組んでいる。定期的な職員の自己評価を実施しており、その結果を保育所の評価として公表している。行事の実施について、計画・実施について報告書を作成しており、評価反省も記載している。第三者評価については、今回が初めての受審である。受審結果を組織全体で分析・検討し、今後の園運営に反映することが望まれる。	
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。
コメント	自己評価の結果については、園の玄関に掲示して、保護者等に報告している。報告書には、自己評価分析・改善策が記載されている。こども園の現状・分析・改善提案についてリーダーの職員複数でプレゼンテーション資料を作成し、職員会議で検討している。課題として、ミーティングの持ち方、新人職員に対する配慮などについて提案がある。今後は提案に基づいた改善計画を策定し、実施・評価・改善の取り組みが望まれる。	

評 価 項 目		評価結果
Ⅱ 組織の運営管理		
Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
コメント	保育業務マニュアルの職務分担表には、園長の役割・責任が明記されている。園長は、園だより等の配布物にその方針を表明している。就業規則、職務分担表に園長不在時の代行者として主幹保育教諭が指定されており、職員間で共有している。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
コメント	園長は、遵守すべき法令として、認定こども園法・子ども子育て支援法・児童福祉法・労働法・児童福祉施設の設備及び運営基準等、法令や指針・通知などについて、園長会等での情報を収集し把握している。法令遵守について、法人と連携して取り組んでいる。今後は職員に対する周知方法についての工夫が望まれる。	
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
コメント	園長は、教育・保育の質の向上に向けて、職員会議やミーティングに参加して、職員の取り組みを評価・分析している。職員からの日々の活動についても相談を受け助言を行っている。各クラスの日誌・月案を点検し、必要に応じて職員とともに改善策を検討している。研修については、年間の研修計画を策定して、取り組んでいる。	

評 価 項 目			評価結果	
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。		b	
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。		
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。		
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。		
コメント	園長は、理事会への出席や毎月の会計指導において、園の経営・財務の状況を把握している。分析については、法人本部において実施している。園のクラス担任の配置やシフト調整について、育休明けの職員に対しては、固定シフトを導入する等、働きやすい環境整備に取り組んでいる。今後は、園の運営に対する実効性の高い改善策に向けて、職員全体の意識を形成するとともに、具体的な体制整備が望まれる。			
II-2 人材の確保・育成				
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		b	
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。		
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。		
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。		
コメント	人材体制について、法人全体での方針は確立している。園では、医療的ケア児の受け入れ体制を整備し、必要な職員を配置している。今後の課題として、中堅層職員を採用し、経験年数のバランスを整備するために、就活フェア等への働きかけを実施している。今後は人材確保についての計画が策定され、効果的な人材確保が望まれる。			
15	総合的な人事管理が行われている。			b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。		
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。		
	c	総合的な人事管理を実施していない。		
コメント	保育業務マニュアルには、職員サービスの手引きとして「職員像」が記載されている。また、姉妹園で活用している職員手帳を参照して、具志川こども園手帳の作成に取り組んでおり、次年度より活用する予定となっている。職員は、年に1回自己評価を実施しており、その結果に基づいて園長との面談を実施している。人事考課については、法人で検討中である。今後の取り組みが望まれる。			

評価項目		評価結果
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。
コメント	保育業務マニュアル・職務分担表には、園長の職務として、人事管理が明記されており責任体制が整備されている。園長は、就業規則に基づいて、有給休暇の取得について奨励している。又、日常的に職員とコミュニケーションを図り、個々の心身の状況の把握に努めている。現在の課題として、人員体制における経験年数のバランスを調整するために、法人と検討している。ワークライフバランスの取り組みについては、育休明けの職員に対するシフトの調整等、配慮している。	
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。
コメント	保育業務マニュアルには、職員服務指導の手引きに「職員像」が記載されている。職員の服務心得も記載されており、園の職員としての目標が提示されている。園長は年に2回、9月と賞与の時期の12月に面談を実施している。今後は、職員の目標設定について、目標水準・目標期限等を明確にし、進捗状況の確認が実施できる体制整備が望まれる。	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
コメント	保育業務マニュアルには、「職員像」「職員としての服務心得」が記載されている。保育実践に必要な専門的知識・技術が経験年数に応じて明記されている。研修についての基本指針が示されており、園内研修は毎月第4土曜日に計画・実施している。4月には新年度オリエンテーションとして「園の理念と保育の基本」について学び、3月には新人職員による1年間の実践発表を行い、職員の成長を共有する取り組みを行っている。	

評 価 項 目		評価結果
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
コメント	園長は、個々の職員の知識や技術水準等について把握に努めている。法人で策定された研修体系に基づいた園内研修を企画運営するとともに、園外研修への参加を推奨している。個別的なOJTについては、指導的役割を担う中堅層の職員が不足しているため実施が困難な状況となっている。またパート職員の研修参加が課題と認識している。今後は、適切なOJT実施とパート職員の研修参加が可能となる環境整備が望まれる。	
Ⅱ-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
判断基準	a 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
コメント	保育業務マニュアルには、「実習生の受け入れについて」の項目でマニュアルが策定され、受け入れの意義について明記されている。実習プログラムについては、受け入れ担当者と養成校との話し合いに基づき、作成されている。令和7年度は、2名の実習生を受け入れた。担当者は、個々の実習生の思いを聞き取り、基本的には全クラス・シフトの体験や責任実習の日程・担当クラスの配慮等を行っている。	
Ⅱ-3 運営の透明性の確保		
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a 認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
コメント	姉妹園のホームページには、法人の理念・基本方針・情報公開が明記されている。園の入園のしおり、重要事項説明書に園の教育・保育方針が記載されている。園の自己評価については、評価結果を分析した文書を玄関に掲示して公開している。行事後のアンケートに保護者からの意見要望が表明されている。土曜保育を姉妹園との合同保育にすることについての意見や、行事案内に関する意見についての対応を園だよりで公表している。自治会の公民館に定期的に訪問し、自治会の敬老会に参加している。園独自のホームページは作成中である。今後は、ホームページへの記載等、公表体制の整備が望まれる。	

評 価 項 目			評価結果
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		b
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
コメント	園の職務分担表には、園長の職務分掌と権限が明記されている。経理規程・文書取り扱い規程には、事務・経理・取引等についての申請・報告書の管理が記載されている。基本的には、法人本部で統括管理し、税理士による定期的な指導を受けている。園長は、自園で管理する事案について、毎月法人本部に報告している。顧問税理士・社会保険労務士等の監査支援を実施している。経営の透明性や公平性の確保に努めているが、今後は監査結果や指摘事項をさらに検討分析し、経営改善に取り組むことが望まれる。		
II-4 地域との交流、地域貢献			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。		a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
コメント	地域との関わりについては中・長期計画や重要事項説明書に方針が示されている。地域の社会資源や行事に関する情報は、玄関周辺にチラシ等を設置・掲示し保護者に提供している。必要に応じて保護者に説明や声かけを行い、参加を推奨している。近隣の公民館へ子どもが行事参加する際には、休日にも職員が付き添いを行っている。ムーチャーの時期には手作りの餅を公民館や小学校に配布する等、地域との交流機会を図っている。		
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		a
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
コメント	法人作成の業務マニュアル集には「ボランティア受け入れ」の項目があり、受け入れの意義や手順について示されている。インターンシップには「ボランティア受け入れ」を準用し、年2回ほど地域の中学・高校生を受け入れしている。業務マニュアルを活用し、園長または主幹保育教諭が受け入れ時に注意点等を説明している。地域の青年会による草刈りや行事時には着ぐるみ（サンタクロース等）で訪問してくれる等の協力を得たり、うちなーぐち講座を開催してくれる講師等との繋がりがあり、園の教育・保育活動へ力添えを受けている。		

評 価 項 目			評価結果
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
コメント	職員室には園の関係機関一覧表を作成して掲示し、職員への周知に努めている。敷地内の小学校とは、年に4回の交流学习の企画を立てて実施、近隣の保幼小引継ぎ会等でも中心的な役割を担おうと尽力している。子どもとのビーチクリーン活動中、気づきがあれば関連団体へ連絡したり、交通事故・不審者情報等を受けた場合は保護者へ情報共有している。子ども・保護者の個別の困りごとに対しては園で可能な対応策を検討し、関係機関とも協議しつつ支援を行っている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。		a
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。	
コメント	園長は市内こども園園長会や小学校の行事に参加し役割を担う等、関連団体との協力体制を維持している。子どもの散歩時にはクリーンパトロールを位置づけ、地域の清掃活動を行っている。主幹保育教諭は近隣小学校の役員を務める等により地域への浸透を試み、様々な繋がりから住民ニーズの把握に努めている。園外の保護者から見学や相談を受けた際には記録を取っている。		
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。		b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
コメント	地域貢献としての活動は全体的な計画に明示、外部への園庭開放は毎日可能となっている。近隣自治会で開催される敬老会へ子どもが参加したり、防火パレードは同法人の園と合同で行っている。立地的に海岸が近いため、避難場所となる市の体育館まで散歩する機会を持つようにしている。今後は、把握された地域のニーズに対しこども園が有する機能を積極的に還元する取り組みが望まれる。		

評 価 項 目			評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施			
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス			
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。		b
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	
コメント	重要事項説明書には子どもの最善の利益を目指す教育・保育の実施について方針が明示されている。法人作成の業務マニュアルには「人権に配慮した保育」等の項目で、具体的な事例を示し子どもに対する配慮が記載されている。園外研修を受けた職員には、他スタッフにも共有する場を設けている。月1回は振り返りとして、気になる事例等を報告する機会を作っている。子ども同士のトラブル時には、両者を対面させて成長に応じた例示(象の言葉、アリの言葉等)を用いて、具体的にイメージできるような振り返りを促している。外国籍の子ども等に対しても先入観のないように接する教育・保育に配慮しているが、これらを保護者へ説明していく取り組みにはさらなる工夫を期待したい。		
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。		b
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
コメント	法人作成の業務マニュアル集には「人権に配慮した保育」や「シャワーの使い方」等の項目で子どものプライバシーへの具体的な配慮が示されている。子どもの着替え時には窓カーテンを閉め、年長児クラスでは男女別にパーテーションを置いている。子どもには服の着脱方法について肌を露出しすぎないように伝えている。業務マニュアルには「プライバシーの尊重と保護」について記載があるが、内容が個人情報保護を主眼に置いたものとなっており、他マニュアルとの整理を含め検討が望まれる。またマニュアル内容の職員への周知や、保護者へも知らせる取り組みが望まれる。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。		b
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
コメント	利用希望者に対する情報提供として、園児募集チラシを活用している。内容は適宜見直しし、わかりやすい表現や必要な情報を加えるようにしている。見学希望者が訪れた際や、入園希望者には個別で面談し、入園のしおり等を使って説明を行っている。今後は公共施設へのパンフレット設置やホームページ解説等を通して、こども園に関する情報がさらに入手しやすくなる取り組みが望まれる。		

評 価 項 目			評価結果
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。		a
判断基準	a	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
コメント	教育・保育の開始時には入園のしおりと重要事項説明書の内容を保護者へ説明、同意を得ている。行政からの通知等による内容変更を要する場合はしおりや重要事項説明書を訂正し、わかりやすい説明を考慮し変更箇所についての資料を配布している。必要時には園長・主幹保育教諭が対応方法を検討し、クラス担任へフィードバックを行っている。		
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。		b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
コメント	園児の転園時には、認定こども園指導要録を作成し保護者の了解を得て、転園先に送付している。細かい情報を要する場合は直接連絡をとることもある。転園を受ける際にも同様に、情報を得られるよう依頼している。転園後や卒園後に連絡をとる窓口は園長と主幹保育教諭としているが、口頭周知以外にも文書等で周知を図る取り組みが望まれる。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。	
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。	
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。	
コメント	日々の教育・保育場面や帰りの会にて、子どもに一日の感想を確認している。保護者には行事後や年末にアンケートを実施している。保護者会は結成されていないが、年数回行われる保育参観の後等にクラス懇談会を実施、その際には園長と主幹保育教諭が参加している。アンケート等から寄せられた意見については職員間で検討し、回答を玄関前で掲示している。全ての要望に応えられてはいないが、将来的に実現できるよう様々な工夫を重ねて対応している。		

評 価 項 目			評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。		a
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	
コメント	法人として苦情解決体制を整備し、玄関に掲示している。年1回、保護者には満足度調査を実施する機会を設けている。玄関前に設置した意見箱(ハートフルボックス)に寄せられた内容について、法人を含め相談・検討し記録、当事者に了解を得た上で回答を園だよりで公表した。第三者委員の連絡先は玄関先のポスターに掲示されているが、今後は重要事項説明書等に記すことに期待したい。		
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。		b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
コメント	重要事項説明書には要望・苦情に関する相談窓口」として法人の苦情受付体制を記し、受付方法として面接や文書・電話の他、ハートフルボックスを利用できるとしている。保護者から個別に相談を受ける際には、空いているクラスを中心に職員室にて行うことも検討されている。今後は園だよりや入園のしおり等を通じて、相談を受けることを広く周知する工夫が望まれる。		
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。		b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
コメント	保護者との日々の登降園時には、子どもの情報等に関するやり取りを通じ意見を受けやすい関係づくりに努めている。玄関前には意見箱(ハートフルボックス)を設置、年に数回ほどはアンケートを実施する機会を設けている。寄せられた意見に関しては、必要に応じ法人を交えて検討を行う旨を説明し、できるだけ迅速に回答を行っている。苦情受付実施要項にはマニュアルとしてこれらの対応方法が記されているが、今後は見直しを行う仕組み作りが望まれる。		

評 価 項 目			評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。		b
判 断 基 準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
コ メ ン ト	法人の危機管理マニュアルには、事故発生時の指揮権に関して明示されている。職員室には事故発生時の対応フローチャートが掲示されている。事故やヒヤリハットの事例は記録をとり、原因や対応策を検討している。外部で起こった子どもの事故に関する情報は、職員室の日誌に挟んで周知している。園内・各教室にはヒヤリハット事例が起きる可能性がある場所等について情報を集めた見取り図を掲示し、注意喚起を行っている。緊急時対応等に関する外部研修を受けてきた職員には、園内で伝達研修の機会を設けた。今後は園内で検討された事故・ヒヤリハット事例の対策について俯瞰的に分析し、把握された情報から次の対策をとる取り組みが望まれる。		
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。		b
判 断 基 準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。	
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。	
	c	感染症の予防策が講じられていない。	
コ メ ン ト	法人の危機管理マニュアルには感染症発生時の指揮権に関して明示されている。こども家庭庁発出の感染症対策ガイドラインも含めて活用し、内容の周知を図っている。看護師を中心に対策を実施、園内での感染症発生や罹患はこれまで起きていない。罹患者がいる場合は、玄関の掲示やほけんにより保護者へ周知している。外部研修を受けてきた内容は、伝達報告やほけんにより周知を行っている。今後は危機管理マニュアルの見直しの仕組み作りに着手していくことが望まれる。		
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。		b
判 断 基 準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。	
コ メ ン ト	こども園は海拔4メートルの海岸近くに立地しており、津波災害には特に留意している。法人の危機管理マニュアルには災害発生時の指揮権や、保護者への引き渡し方法が示されている。職員室には災害時の対応フローチャート、津波危険時のフローチャートが掲示され、職員の役割を明確にしている。敷地内の小学校で実施される不審者対応訓練に合同で参加したり、火災訓練では消防へ連絡し連携をとりつつ、防災訓練を行っている。備蓄品は水と衛生用品を準備しているが、一覧表の作成や管理者の設定がこれからである。また職員についても災害時の連絡体制を整備し周知を行うことが望まれる。		

評 価 項 目			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。		b
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。	
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
コメント	現在、法人作成の業務マニュアル等を活用し園で準用している。マニュアルでは具体的に、子どもを尊重し教育・保育を実施する際の注意点等が示されている。これらマニュアルをこども園仕様に作成するための準備が進められており、職員への周知や実施状況を確認する仕組み作りが今後望まれる。		
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		c
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
コメント	法人作成の業務マニュアルは、こども園の現状に合わせて一部変更を加え活用されているが、大きな見直しはこれからとなっている。今後はマニュアルの検証・見直しに関するルール等を定め、こども園として活用できる内容に整備していくことが望まれる。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。		b
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
コメント	入園前と進級前には保護者から家庭調査票の記録をとる等、子どもの必要な情報についてアセスメントを行っている。市の巡回相談や子どもが通園する外部のサービス事業者、園内の看護師・厨房からの意見も含め、指導計画案はクラス担当が作成、主幹保育教諭が確認し園長の決裁を受けている。加配職員の対象となる支援児の他、アレルギーをもつ子どもや気になる子どもには独自で個別指導計画を作成し、それぞれクラスの月案に併記している。子どもの特性に加えて保護者への支援も行っていたケースでは、報告書等を役所の担当課へ提出している。個別指導計画には保護者からの要望の記載がなく、同意もとられていないため、今後はこれらを含めた指導計画作成の仕組みづくりが早急に望まれる。		

評 価 項 目			評価結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。		c
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
コメント	指導計画の実施評価は毎月末、月案に記載し次の計画作成時に活かせるようにしている。緊急に計画を変更した際には職員への周知をしっかりと行うようにしている。月案には計画実施後に振り返りを行った課題等を記録しているが、年度初めに作成された各月案の書面変更には至っておらず、今後はこれらの仕組みづくりに着手することが望まれる。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。		b
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
コメント	園で決められた様式にもとづき、子どもの状況を記録している。指導計画の内容は評価・反省の欄で実施状況を確認することができる。職員で共有したい情報は職員用の園日誌や、職員室の入口に設置したホワイトボードに記入し、各自確認することとされている。週1回は午後にミーティング、月1回は職員会議を実施し必要事項を話し合っている。新年度からコンピュータネットワークによる記録管理を本格導入する予定で、現在は試用期間で使い始めている。今後は記録内容に関する確認や必要に応じ指導を行う仕組み作りが望まれる。		
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。		
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
コメント	個人情報保護に関しては入園のしおりや重要事項説明書にて対応方針が示され、保育業務マニュアルで具体的な遵守の注意事項が掲載されている。職員からは入職時に個人情報保護に関する同意書を取っている。法人の文書取扱規程に文書管理者に関する記載があるが、こども園の管理者が設置されていないため今後の検討が望まれる。		

内容

評価項目			評価結果
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
	判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
		b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
		c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。
	コメント	「子どもの権利擁護に関するマニュアル」を整備し、全職員が共通理解のもとで教育・保育の体制を構築している。人権擁護のためのセルフチェックリストを活用し、年に1回全職員による定期的な自己点検を実施することで、自身の言動を客観的に振り返る機会を確保している。また、虐待防止や人権に関する園内外研修へ積極的に職員を派遣し、受講報告書(概要・講師の主な提言。振り返りなど)の提出を促している。今後は、職員全体で共有する機会を設け、組織全体の専門性向上へとつなげていく仕組みづくりに期待したい。	
A-2 教育・保育内容			
A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成			
47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成している。	b
	判断基準	a	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成している。
		b	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成しているが、十分ではない。
		c	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定子ども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成していない。
	コメント	園の理念や方針に基づき、「全体的な計画」を核とした一貫性のある指導計画が作成されている。年間計画を4期に分け、各期で養護・教育5領域。食育等の視点から適切な評価・反省を行い、次期へ確実に申し送るPDCAサイクルの仕組みがある。日誌においても「ねらい・評価」に加え、個別支援児や健康・安全の項目を設け、記録しており、園児の姿に応じたきめ細やかな省察が行われている。今後は、計画に基づいた日々の実践記録から園全体で定期的に評価し、園児の成長のプロセスを次の計画に活かせる仕組みづくりが期待される。	
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
48	A③	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
		b	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
		c	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
	コメント	嘱託薬剤師による専門的な環境測定(水質・ダニ・空気質等)を実施し、科学的根拠に基づく衛生管理に留意し対応している。早番・遅番及び月次点検による安全チェック体制を構築し、園児が安全で快適に過ごせる環境維持に努めている。今後は、温湿度や換気等の管理を「都度の対応」から「定時記録に基づく客観的数値管理」へと移行し、常に適切な状態を保持できる仕組みや子ども自身が自ら環境を整え、危険に気づく力を養う安全教育や環境構成への参画を促す取り組みが望まれる。	

評 価 項 目			評価結果
49	A④	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	b
	判断基準	a 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	
		b 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
		c 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	コメント	入園前の面談を通じ、家庭での生活習慣や発達状況を丁寧に聞き取ることで、個々の特性に即した教育・保育の起点としている。把握した情報は、日々のミーティングや月1回の全体会議により全職員で共有されている。職員が常に笑顔で穏やかな関わりを意識し園児が安心して自己表現できる環境づくりに努めている。今後は、園独自の人権擁護セルフチェックリスト等を定期的に活用し、具体的な言葉かけについて、職員間で振り返る仕組みづくりを構築できるよう期待したい。	
50	A⑤	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b
	判断基準	a 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	
		b 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
		c 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
	コメント	「子どもの最善の利益」と「育つ力・育て合う心」という園のヴィジョンに基づき、「援助」と「見守り」を使い分けるで、園児が自ら挑戦しようとする主体的な意欲を効果的に引き出している。環境面においても、手洗いや片づけ等の生活動作の手順をイラストで視覚化して提示するなどの工夫が見られる。こうした「環境を通じた教育」の実践により、園児が次にすべき行動を自ら理解し、自信をもって生活習慣を身につけていけるよう配慮されている。今後は、園内での自立に向けた取り組みを保護者ともより深く共有し、家庭と協力して一貫した生活習慣の確立につなげられる仕組みづくりが期待される。	
51	A⑥	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a 園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
		b 園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
		c 園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
	コメント	園児一人ひとりの興味や関心に寄り添い、主体性を育むための環境構成について、週1回のミーティングで各クラスの現状を共有し、意見を聞き、課題について話し合う体制が整えられている。保育室の掃き出しからは、いつでも園庭に出て遊んだり、園児が自ら遊びを選択できる環境が整えられている。遊具や教材も園児の発達段階に合わせて工夫されており、「自分で取り出し、片づけられる」よう工夫されている。また、一日の流れの中に「遊びこめる時間」を十分に確保することで、園児同士の対話や共同的な学びを大切にしたい園生活の工夫がなされている。	

評 価 項 目			評価結果
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
53	コメント	対象児が在籍しないため該当せず	
	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
54	コメント	対象児が在籍しないため該当せず	
	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a 適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
		b 適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	
	コメント	3歳児は集団生活の始まりにおいて、園児が情緒の安定を基盤に屋内外で遊びこめる環境を整え、自発的な活動を促す関わりに努めている。4歳児は個々の力を発揮できるよう促し、友だちとともに遊ぶ楽しさを共有できる環境を構築している。5歳児は、一人ひとりの個性を尊重しながら共通の目的に向かって協力する体験を多く取り入れことや地域文化の継承として方言での挨拶や掲示板の活用を行い、日常的に郷土文化に触れる環境づくりがなされている。園全体で、5領域の育ちを踏まえた年間計画に基づき、各年齢の発達段階に即した教育・保育実践が構築されている。	

評 価 項 目			評価結果
55	A⑩	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a 障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
		b 障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
		c 障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	コメント	医療的ケアの必要な園児を含めた多様なニーズに対し、看護師の配置と外部機関との有機的な連携によって、支援の必要な園児がともに育ちあえる教育・保育環境が整えられている。巡回相談員や行政の発達支援課等、専門機関との定期的な情報共有ができる体制づくりが構築されており、日頃の保護者との連携も丁寧に行われている。また、年間個別支援計画の作成を通じ、支援内容や教育・保育の方向性が明確化され、継続的な支援につながるよう努めている。今後は、他の保護者への周知や理解が深まるよう園全体での取り組みが期待される。	
56	A⑪	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。	
		b それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。	
		c それぞれの園児の在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	コメント	一日の生活に見通しが持てるように、一日の活動内容を表示している。職員の時差出勤を考慮して、早朝や夕方の延長時間において異年齢交流保育に配慮して過ごしている。異年齢児がともに過ごす合同保育の時間帯においてもコーナー遊びや園庭遊びを通して、園児が自発的に遊びを選択できる工夫がなされている。担任からの引継ぎは口頭及び記録等で丁寧に行われており、園児の日中の状態を確実に把握する体制がある。この連携により、迎え時間の保護者に対しても具体的に伝えることができ、保護者との信頼関係の構築に繋げている。1号認定の園児については、長期休暇中の季節に応じた遊びに誘い共に楽しめるよう工夫している。	
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a 小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	
		b 小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。	
		c 小学校との連携や就学を見通した計画（接続）、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
	コメント	小学校教育への円滑な接続に向け、年度当初に策定した「連携計画」に基づき体系的な支援を行っている。5年生との継続的な交流や運動会・マラソン大会等の学校行事への合同参加を通じ、園児が就学への期待感を高め、学校環境に親しめる機会を確保している。職員間においても、合同研修や教育・保育指導要録・TASP(保育・指導要録のための発達評価シート)を活用した情報共有を密に行い、精度の高い引継ぎを実施している。また、保護者へも面談等を通じて就学後の見通しについて知らせる等の体制が整えられている。	

評 価 項 目			評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	園児の健康管理を適切に行っている。	a
	判断基準	a 園児の健康管理を適切に行っている。	
		b 園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
		c 園児の健康管理を適切に行っていない。	
	コメント	保健計画に基づき、看護師を中心とした専門性を生かした健康管理体制が構築されている。手洗い・うがいの指導や検温(午前・午後)、傷のチェック等が日常的に行われ、家庭から預かった薬剤管理におけるダブルチェックや「お薬依頼書」の活用、朝のミーティングでの全職員間の情報共有など、ヒューマンエラーを防ぎつつ、全園児の体調の変化に即応できる体制を整えている。送迎時のコミュニケーションに加え、看護師が作成する「保健だより」を通じて、季節ごとの感染症情報や登園の目安を家庭へ周知している。午睡時は、看護師が見回りをしたり午睡時の保育室の明るさや表情の変化に気づけるよう配慮している。今後は、全職員への周知と実践に活かせるマニュアルの作成等に期待したい。	
59	A⑭	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
	判断基準	a 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
		b 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
		c 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
	コメント	保育業務マニュアルとして、「園児内科・歯科健診の受け方」に基づき、嘱託医の診断を実施している。健診の日程について、保護者や地域の方々へも周知し、発育発達の育児相談の機会としていることを明記している。健診の結果については、看護師がまとめ健診結果を保護者に伝えている。全職員へも健診結果を周知し、園児台帳に記入する。嘱託医とのやり取りの中で、園児自身が自分の体の仕組みや健康状態に関心を持たせるよう促している。職員は嘱託医からの指導内容を受け、教育・保育に反映させている。	
60	A⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
	判断基準	a アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	
		b アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。	
		c アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。	
	コメント	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児については医師の指示書に基づき、担任・調理員・看護師が一体となったチェック体制が構築されている。事前に献立の内容を確認し、専用トレイ・氏名明記による配膳、複数名での最終確認に至るまで、誤食防止策が図られている。また、調理室や保育室には、アレルギーの情報を一覧にして掲示し、全職員が日常的に対象児とアレルゲンを把握できる環境を整えている。さらに、エピペンの使用法を学ぶ研修を通じて緊急時の対応力と慢性疾患への理解を全職員で共有しており、安全管理に対する意識の向上に努めている。	

評価項目		評価結果
A-2-(4) 食 事		
61	A⑯	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 a
	判断基準	a 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
		b 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
		c 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
コメント	園の全体的な計画に基づき、年間の食育計画を月案等の指導計画に反映させ、継続的な食育活動を展開している。日々の活動としては、5歳児クラスでは園児が協力しながら配膳を行っており、園児が自分の食べられる量を当番に伝えるなど、自律的な姿勢が育まれている。月に1回のお弁当会では、園庭での食事や異年齢児との交流を取り入れ、日常とは異なる環境での食体験を提供している。行事では、「食育まつり」で園児にわかりやすい内容で、食の大切さを伝えている。さらに地域の文化等に親しみながら感謝の心を育む指導がなされている。	
62	A⑰	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 a
	判断基準	a 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
		b 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
		c 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
コメント	職員と当番の園児が給食の配膳を行い、食べる量については一人ひとりの要望に応じた対応を行っている。自園調理で園児の目の高さから調理員の調理をしている姿が見え、調理員は給食時間に各クラスの喫食状況を確認しながら園児との交流を図っている。市の管理栄養士の作成する献立表を参考に給食を提供している。衛生管理体制については、マニュアルに基づいた衛生管理が行われている。	
A-3 子育て支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
63	A⑱	園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 b
	判断基準	a 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っている。
		b 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。
		c 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っていない。
コメント	日々の送迎時の対話やおたより帳を通じた保護者との情報交換により、家庭との継続的な連携が図られている。行事や保育参観、個別面談などの機会を計画的に設け、保護者と共に園児の育ちを確認し合える環境が整っている。「登降園時の対応編」のマニュアルに基づき、園児の様子や変化を保護者と共有し、保護者からの申し送り事項についても、管理日誌やクラス日誌へ記入し、職員間で迅速に共有する伝達体制が確立されている。また「保護者対応の心得を指針として、保育教諭等が困難な事案に直面した際にも園長や主幹保育教諭から助言を受けられるバックアップ体制が整えられている。今後は、日々の連絡事項のみならず、保護者からの相談内容を適切に記録。継続的な支援のための記録など、園全体での組織的な取り組みが望まれる。	

評価項目		評価結果
A-3-(2) 地域の子育て家庭への支援		
64	A⑱ 判断基準 a b c コメント	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。 b 園児学者や来園者に対し、個別に相談を受ける機会を設けている。玄関先への掲示や地域の保護者が気軽に立ち寄りやすい雰囲気づくりに努めている。園庭開放や夏祭りへの招待など、交流保育を実施している。ポスター掲示やポスティング等で情報配信し、地域の子育て家庭に対する支援の場は解放されているものの支援内容を周知する組織的な取り組みが不十分な状況にある。今後は、情報を届ける仕組みづくりと相談内容を分析し、園の支援体制を構築していく組織的な取り組みが望まれる。
65	A⑳ 判断基準 a b c コメント	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。 b 園児への不適切な養育や虐待の早期発見に向け、組織的な観察体制が構築されている。登園時の視診・触診をはじめ、着替えの際の身体状況の確認、カバンの中身(着替えの不足等)のチェックなど、日々の保育の中で園児の変化を捉える実践が定着している。今後は、不適切な養育(虐待)などが疑われるケースを発見した際の具体的な「対応手順」や「関係機関とのフロー」を定めたマニュアル整備が望まれる。
A-3-(3) 園児への不適切な関わりの防止等		
66	A㉑ 判断基準 a b c コメント	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。 b 不適切な関わりの防止に向け、保育業務マニュアルの整備や「人権を守る保育」の指針策定など、組織的な取り組みが進んでいる。特に場面に応じた保育者のことばかけや接し方の指標、禁止用語一覧の活用により、職員の意識づけを図っている。また、自己評価のチェックリストによる定期的な振り返り、園内外の研修を通じた意識向上にも注力している。今後は、これらの取り組みを継続しつつ、より実際の保育場面に即したケースの共有や具体的な対応手順など、不適切な関わりについてのマニュアルの実効性を高める取り組みが望まれる。